

## 一関市チョイスP a y加盟店募集要項

### 1 チョイスP a y導入の目的

ふるさと納税制度を活用した「ふるさと納税払いチョイスP a y（以下「チョイスP a y」という。）を導入し、寄附者に一関市（以下「本市」という。）へ直接訪れていただき、本市の魅力にふれる機会の創出や、地域経済の活性化を図る。

### 2 チョイスP a yとは

ふるさと納税の返礼品の一つとして、本市が認定した加盟店での宿泊、観光レジャー、地場産品の買い物などに利用することができる事業者自身による利用券などの発行が不要な地域限定の電子ポイント。

### 3 寄附申込みから支払いまでの流れ

- (1) 寄附者がふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」から本市へ寄附
- (2) お礼の品として一関市チョイスP a yを希望した寄附者に対し、本市から電子チョイスP a yを発行（決済完了後すぐに自動付与）
- (3) 本市から寄附者に対し、寄附金受領証明書などを送付
- (4) 寄附者が本市を訪れた際に、加盟店が寄附者に対しサービスなどを提供
- (5) 寄附者が加盟店に対し一関市チョイスP a yで対価を支払
- (6) 本市は加盟店に対し委託業者を通じて利用金額を支払

### 4 募集スケジュール

加盟店の募集スケジュールは以下のとおり。

項 目	日程・期限等
加盟申込書の提出期限	毎月月末締め
加盟決定登録	申込書受理日の翌月末日まで

### 5 事務局

一関市役所 まちづくり推進部 交流推進課 移住定住係  
住 所 〒021-8501 一関市竹山町7番2号  
電 話 0191-21-8194  
メールアドレス koryu@city.ichinoseki.iwate.jp

### 6 加盟要件

一関市チョイスP a y加盟店への登録を希望する者（以下「加盟希望者」という。）は、加盟申込時点で次の各号の要件を全て満たすこと。ただし、次の要件を満たしている場合でも、総合的に判断して、本市が加盟店として適当でないと認めた場合には、登録できない。

- (1) 各種法令規則等に従った生産・製造・販売等を行っていること。
- (2) 税金や利用料など本市に対する全ての債務について、滞納がないこと。
- (3) 本市内に店舗を有する法人・団体又は個人事業主であること。
- (4) 「7対象商品・サービスの要件」に定める対象商品・サービスを扱う店舗であること。  
また、同一店舗内で対象外の商品を販売、提供している場合は一関市チョイスP a yの利用可否（対象か否か）を明確に区分、表示し、運用できる店舗であること。
- (5) 一関市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団員等でないこと。
- (6) 公序良俗に反する営業店舗でないこと。
- (7) 全国共通のサービスを提供する店舗でないこと。（フランチャイズ、チェーン店等）
- (8) ポイントの利用状況の確認やポイントの取り消し処理に使用するタブレット端末、スマートフォン又はパソコン等を自前で手配、使用できること。

## 7 対象商品・サービスの要件

加盟店が一関市チョイスP a y使用取引の対象商品として取り扱うことができる商品は次の要件を全て満たすこと。

- (1) 下表「地場産品基準類型表（国が示している内容）」のいずれかの類型に該当すること

類型	説明
1	本市内にて生産されたものであること。
2	本市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3	本市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
4	返礼品等を提供する本市内において生産されたものであって、近隣の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5	本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものと合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
7	本市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。
7の2	本市内に所在する宿泊施設であって、岩手県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
7の3イ	本市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの

7の3ロ	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの
8イ	市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
8ロ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

(2) 下表「返礼品対象分類表（国が示している内容）」に示された商品に該当しないこと。

分類	説明
ア 金銭類似性の高いもの	プリペイドカード、商品券、電子マネー、ポイント・マイル、通信料金等及びそれに類するもの
イ 資産性の高いもの	電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等及びそれに類するもの
ウ 総務省より個別に指摘を受けたもの	総務省により個別に返礼品の見直しの要請があったもの

## 8 加盟登録申込方法

(1) 提出先

一般社団法人 世界遺産平泉・一関DMO

(2) 提出方法

持参、郵送（〒021-0881 一関市大町4-29 なのはなプラザ2階）

又は電子メール（furusato.ichinoseki@hiraizumi-dmo.com）

(3) 提出書類

- ・一関市チョイスPay加盟店登録申込書（様式第1号）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・店舗や代表的な商品・サービスの写真（5枚以内を電子メールで送付すること。）

(4) 加盟要件の確認及び登録

提出された書類により加盟要件を審査し、申込書受理日の翌月末日までにその結果を加盟希望者に通知するとともに、加盟することが適当と認められる場合は加盟店として登録する。

(5) 留意事項

ア 「(3) 提出書類」は、登録を希望する店舗ごとに提出すること。

イ 申込関連書類は返却されないこと。

ウ 加盟店登録後は、本市が実施する本事業に関する研修会や会議への参加や加盟店と

してのポータルサイト掲載内容変更への対応などに協力すること。

## 9 一関市チョイスP a yの利用方法

- (1) 寄附者が一関市チョイスP a yの利用を希望した場合、加盟店は次のいずれかの方法により決済を実施すること。
  - ・ 寄附者が二次元コードを読み取る場合
    - ①店舗側が二次元コードを印刷しレジ横に提示
    - ②寄附者がチョイスP a yアプリで二次元コード読取
    - ③寄附者が代金を入力しボタンをスライド
    - ④決済完了
  - ・ 店舗側が二次元コードを読み取る場合
    - ①寄附者がチョイスP a yアプリで二次元コードを表示
    - ②店舗側が店舗用アプリで代金を入力し二次元コードを読取
    - ③寄附者が店舗用アプリに確認コードを入力
    - ④決済完了
- ※ 店舗側が二次元コードを読み取る場合に必要なスマートフォンもしくはタブレット端末は加盟店で手配し、その通信費用は加盟店の負担となる。
- (2) 一関市チョイスP a yのポイントが不足する場合、不足分は現金又はその他の支払い方法で決済を実施すること。

## 10 加盟店の責務

加盟店は、次に定める事項を遵守すること。

- (1) 本市及び加盟店の相互協力により、本市のPRに取り組んでいることを常に意識するとともに、対象商品の品質について責任を負うこと。
- (2) 寄附者より対象商品に対するクレームがあった場合は、適切かつ誠実に対応するとともに、万が一対象商品が原因で寄附者に損害を与えた場合は、賠償の責任を負うこと(PL保険加入推奨)。
- (3) 対象商品の提供が困難となった場合や当初の申込内容が変更になる場合は、遅滞なく本市に連絡すること。
- (4) 申込内容に疑義が生じた場合において、本市が調査を必要と判断したときは、速やかにその情報を開示するとともに、本市から指示があった事項について適切に対応すること。
- (5) 加盟店登録に係る権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

## 11 登録の取り消し

加盟店が次の各号に掲げる事由に該当すると認められる場合は、その登録を取り消すこととする。

- (1) 加盟店が営業を終了したとき

- (2) 加盟要件に該当しなくなったとき
- (3) 虚偽の申請により加盟登録を受けたとき
- (4) 前項第4号の規定による調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき
- (5) 法令に違反するなど加盟店として適切でないと認められるとき

## 12 一関市チョイスPayの精算について

毎月末日締めとし、締め日の翌月末までに加盟店が指定した振込先口座に、一関市チョイスPay取引金額を支払う。振込手数料は本市の負担とする。